

鎌倉市介護従事者資格取得補助金について

～介護職員初任者研修・実務者研修～

補助対象者

- 介護職員初任者研修又は実務者研修を修了した方
- <いずれか>
- 鎌倉市内に住民登録があり、市内の介護事業所に勤務している方
 - 鎌倉市内の介護事業所に1年以上勤務している方

補助金額・補助対象費用

- 補助金額
介護職員初任者研修又は実務者研修 30,000 円
※費用が30,000円未満である場合は、その金額と同額となります。
- 補助対象費用
上記研修を実施した機関に直接支払った金額（研修に必須のテキスト代及び実習費を含みます。）

補助の要件

- 上記受講研修の修了日が申請書等の提出日の属する年度であること
- 今回補助を受ける研修について、別に補助を受けていないこと 等

注意事項

- 研修費用を勤務先の事業者が負担した場合は、補助の対象になりません。
※裏面に手続きの流れを記載しています。

お問い合わせ先 鎌倉市介護保険課
電話 0467-61-3948 (直通)

郵送先 〒248-8686
鎌倉市御成町 18-10 介護保険課宛て

ホームページ <https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kaigo/news.html>

手続きの流れ

1 交付申請書の作成

○鎌倉市ホームページで補助金交付要綱をご覧ください。補助要件や申請書類を確認してください。様式ファイルもダウンロードできます。

○いずれの研修についても、年度末までに研修を修了し、同じ年度内に申請書等を提出した場合が補助の対象となります。



2 交付申請書の提出

○鎌倉市へ交付申請書（第1号様式）を提出します。以下の書類を添付してください。

- ・研修費用を支払った領収証の写し
- ・研修修了証明書の写し
- ・介護事業所が発行する就業証明書（第6号様式）
- ・補助金支払のための請求書



3 交付決定

○鎌倉市が申請書の内容を審査し、交付（不交付）決定通知書を送付します。（第2号様式）



4 補助額の確定・補助金の支払い

○交付決定者に対し、申請時に提出した請求書に基づき補助金を振り込みます。振込先は本人の口座となります。